

第50回 地方近代化基金融資推薦申込公募事業実施要領

1. 対象事業者

千葉県トラック協会入会后1年以上経過した、会費未納がない会員事業者、その共同体及びその持株会社（以下「事業者」という。）で、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）と取引資格のあるもの、または取引資格取得予定のあるもので、債務超過でなく、かつ、延滞をしていないこと、その他種々の観点からみて商工中金が金融審査を行い返済力に問題がないと認められる事業者。

2. 公募融資枠

45億円

3. 取扱金融機関

商工中金の本支店及び代理信用組合の本支店

4. 融資条件

- (1) 募集期間 令和8年6月16日から令和9年2月27日
- (2) 融資期限 令和9年3月31日
- (3) 貸付金利 取扱金融機関の所定利率（長期プライムレートに連動）
- (4) 償還期間 車両は5年以内。設備は10年以内（法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内。但し、主設備と同時に付帯設備投資をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。）
- (5) 償還方法 月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等償還とする。但し、端数は最終償還日で調整するものとする。
- (6) 据置期間 償還期間のうち6ヶ月以内（初回の元金償還日の貸出日から6ヶ月以内）
- (7) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。

5. 推薦適否決定の通知

毎月15日と月末に公募を締め切り、内容を審査のうえ、「融資推薦適否決定通知書」を事業者へ郵送。

6. 完了報告

対象事業完了後、速やかに所定の様式に必要書類を添付して完了報告を行うこと。

7. 留意事項

- (1) 「融資推薦適否決定通知書」は、融資の決定とは異なる。
推薦は融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、その後、取扱金融機関の返済能力等の審査を経て、融資の可否が決定される。
- (2) 自己資金等で代金を支払い済の場合は、推薦対象としない。
- (3) 正当な理由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合は、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分の繰上償還措置をとるものとする。
- (4) この要領に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

8. 融資対象事業

(1) 近代化に係る一般融資推薦（一般融資推薦）

- ①車庫、倉庫、トラックターミナル、配送センター等の貨物自動車運送事業の輸送と一体となる物流施設整備
 - a. 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金
 - b. 設備の「補修・改修」に要する資金
- ②人材確保及び生産性向上のための設備
 - a. 福利厚生施設の整備に要する資金（トイレ・更衣室等の男女別施設を含む）
 - b. 荷役機械、車両等の購入及び車両改造に要する資金（パワーゲート設置を含む）

(2) 近代化に係る一般融資推薦（環境対応車及び省エネ関連機器に対する融資推薦）

圧縮天然ガス自動車（CNG車）及びハイブリッド自動車、EMS及びドライブレコーダー等の省エネ関連機器を購入する資金。

(3) ポスト新長期規制適合車導入に係る融資

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

9. 問合せ先

千葉県トラック協会 交付金事業部

TEL 043-239-5347

融資推薦申込みの留意事項について

1. 近代化に係る一般融資推薦（一般融資推薦）について

物流施設や福利厚生施設、荷役機械等の場合は、事前に御相談下さい。

2. 近代化に係る一般融資推薦（環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資推薦）について

推薦対象金額は、ポスト新長期規制適合車導入に係る融資と同様です。

3. ポスト新長期規制適合車導入に係る融資について

(1) 推薦対象金額は、

- ・車両本体価格、オプション価格、架装・付属品価格とそれに係る消費税が対象となり、自動車税種別割、自動車重量税、自賠責保険料、印紙代、リサイクル料、付帯費用とそれに係る消費税等の諸費用は、対象外となります。

(2) ポスト新長期規制適合車は別表の識別記号を確認して下さい。

近代化に係る一般融資推薦（一般融資推薦）

・ 融資限度額	会費請求台数	1～24台	25～99台	100台～
	融資推薦限度額	3千万円	4千万円	5千万円

※特定地域内の事業者は上記限度額の1.5倍

・ 利子補給率 貸出期間1年以上の融資の場合

（一般融資推薦）

個別企業体 年1.0% 共同体及び持株会社 年1.0%

（環境対応車及び省エネ関連機器に対する融資推薦）

個別企業体 年1.0% 共同体及び持株会社 年1.0%

※利子補給率は9月までの融資推薦分、10月以降は8月の長期プライムレートにより変動する。

ポスト新長期規制適合車導入に係る融資

・ 融資限度額	会費請求台数	1～24台	25～99台	100台～
	融資推薦限度額	3千万円	4千万円	5千万円

※特定地域内の事業者は上記限度額の1.5倍

・ 利子補給率 貸出期間1年以上の融資の場合

個別企業体 年1.0% 共同体及び持株会社 年1.0%

※利子補給率は9月までの融資推薦分、10月以降は8月の長期プライムレートにより変動する。

申 込 手 続 き の 流 れ

1. 申込方法

「融資推薦申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付して千葉県トラック協会に提出すること。

※「融資推薦申込書」「企業要項（個別企業用）」「事業計画書」は千葉県トラック協会ホームページ>『「助成金関係」申請書等ダウンロードはこちら』ダウンロードできます。

2. 借入申込

「融資推薦適否決定通知書」で融資適合の決定を受けた事業者は、同通知書に基づき、速やかに借入申込を行うこと。

3. 設備完成報告

融資が実行され、事業が完了した後、速やかに「設備完成（購入）報告書」に必要事項を記入し、必要書類を添付して提出すること。報告がない場合は利子補給を打ち切る場合がある。

別表

1. 平成21年規制以降の自動車排出ガス規制の識別記号（3桁の組合せ記号となります。）

1 桁 目			2 桁 目			3 桁 目			
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	ハイブリッドの有無（重量車燃費基準達成又は適用状況）	識別記号	用途	重量条件等	識別記号	
平成21年規制※1	無	L	ガソリン L P G	有	A	貨物車・乗合	軽自動車	D	
	50	M		無	B		車両総重量が1.7t以下	E	
	75	R	軽油	有（未達成又は不適用）	C		車両総重量が1.7t超、 3.5t以下	F	
	10	Q		無（未達成又は不適用）	D		車両総重量が3.5t超	G	
平成22年規制※2	無	S	軽油	有（達成）	J	(例)	21年規制低排出ガス認定無 軽油車でハイブリッド無 燃料基準未達成	識別記号は、 LDG となります。	
	10	T		無（達成）	K				
平成23年規制※3	無	U		有（5%達成）	N				※1 NOx触媒付直噴ガソリン車及びディーゼル車（乗用車、軽量車、中量車の一部(2.5~3.5t)及び重量車の一部（12t~）
平成24年規制※3	無	W		無（5%達成）	P				※2 ディーゼル車（中量車の一部(1.7~2.5t)）及び重量車の一部（3.5~12t）
平成25年規制※3	無	X		有（10%達成）	Q				※3 特殊自動車
平成26年規制※4	無	Y		無（10%達成）	R				※4 ディーゼル特殊自動車
平成28年規制※5	無	2	CNG	有	E	※5 ディーゼル重量車及び二輪車			
平成30年規制※6	無	3		無	F	※6 乗用車、軽量車、中量車及び軽貨物車			
	25	4	メタノール	有	G	※7 PHP車			
	50	5		無	H				
	75	6	ガソリン・電気/ LPG・電気	有	L				
	無（排出ガスの上限値規制）※7	7	軽油・電気	有	M				
その他				有	Y				
				無	Z				

2. 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1 桁 目			2 桁 目			3 桁 目		
識別記号	種類	燃料等の別	識別記号	用途など	識別記号			
Z	電気	電気	A	貨物	B			
	燃料電池	水素（圧縮水素）	B					